

留意事項の確認について

放課後児童クラブは、共働きや家族の介護・看護などの理由により家庭が留守であるため、学校から帰宅した際に保護者等（祖父母等含む。以下「保護者等」という。）からの適切な監護が受けられない児童に対し、放課後に適切な遊びや集団活動・生活指導を通じ児童の健全な育成を図ることを目的としています。

このクラブは、皆さんからの利用料のほか、国・県・町からの公費により運営されており、利用できる要件に該当する児童（以下「当該児童」という。）の方を対象に実施しています。

つきましては、事業の目的を理解し、制度を適正に利用していただくため、次の確認内容をよく読んでいただき、チェック欄の「□」に「レ」印を記入の上、申請書とともに提出してください。

○適正な利用決定をするために

項番	確認内容	チェック欄
1	放課後児童クラブは、利用者の方からの利用料のほか、国・県・町からの公費により運営されていることを認識していただき、放課後児童クラブを利用しましょう。	☐
2	放課後児童クラブの利用の前に、祖父母や親戚等による保育が可能であるかどうかをよく検討しましょう。	☐
3	保護者等の就労の状況などを確認するため、町から勤務先へ問い合わせをさせていただくことをご理解ください。	☐
4	当該児童の家庭の状況などについて、町が当該児童の通う小学校や保育所等へ問い合わせをさせていただくことをご理解ください。	☐

○保護者等及びクラブが当該児童を大切に保育するために

5	当該児童の健康状態やけが等により、保育の継続が不可能と判断される場合には、保護者等へ直接又は就労先等を通じて連絡し速やかに迎えに来ていただく場合がありますので、ご協力ください。	☐
6	当該児童の健康状態や普段の生活の様子等を確認するため、当該児童が通う小学校や保育所等へ町から問い合わせをさせていただくことをご理解ください。	☐
7	家庭においてもクラブの出来事など話題にしながら、児童との触れ合いの時間を大切にしましょう。	☐

（裏面へ）

○放課後児童クラブを適正に運営するために

8	利用時間を厳守し、午後7時00分までには、当該児童を迎えに来ていただきますよう、ご協力ください。	☐
9	利用料は、納付期限までに口座振替によりお願いします。口座振替できなかった場合には、納付書により町が指定する期限までに納付しましょう。	☐
10	当該児童は、指導員等の指導により、他の児童や迷惑にならないようクラブで過ごすようにしましょう。保護者等の方にもご協力をお願いします。	☐
11	利用できる要件に該当しなくなった場合には、速やかに、利用中止届を提出してください。	☐
12	申請内容を変更したい場合は、変更を適用したい日の 15日前 までに届け出てください。 遡っての変更はいたしません のでご了承ください。	☐